

work 1

代表の選出方法を体験してみよう

単元の目標

国政選挙における当選者の選出方法を体験し、選挙制度や制度がもたらす影響について理解すること

単元の目標

模擬選挙の実施は選挙制度を学ぶ格好の機会となります。日本国内で考えてみても、様々な選挙制度が採用されていますが、なかには制度の理解に注意をようするものもあります。例えば、国政選挙で採用されている比例代表選挙の計算方法は、理解するためのコツを要するものとなっています。

そこで、ワークシートでの計算を通して、代表者選出のメカニズムを知るとともに、その背景にある思想について考察するきっかけを得ていくこととします。

単元の目標

時間	学習内容	生徒の学習活動
5分	ワークシートへの演習	ワークシートを基に、国政選挙における当選者の選出方法を体験する

準備物

- ワークシート

主権者教育と本ワーク

選挙制度は、政党や候補者の活動方法や組織のあり方だけでなく、選挙で選出された代表によって構成される議会のあり方にも影響を与える重要な制度です。選挙制度の重要性や有権者の関心の高さは、1994年の選挙制度改革以降、たびたび衆議院の選挙制度を中選挙区制度に戻すべきだという議論が提起されていることや、一票の格差是正に向けた衆議院の選挙制度改革における計算方法に対しての様々な提案が行われていること、参議院議員選挙における合区制度についても多くの議論がなされていることから伺うことができます。その中で、国政選挙における比例代表選挙は、代表の選出方法（ドント式による議席配分）と衆議院と参議院のルールの違いなど、注意を要する点があります。

有権者にとって、選挙は自らの政治的選好を政治家に直接表明する重要な機会である一方で、1993年7月の第40回総選挙が「政治改革解散」と名付けられたように、選挙制度は誰かによって決められ、与えられるものではなく、私たちの手によって変えることのできる制度でもあります。

様々な主体の長きにわたる取り組みの結果、18歳選挙権が実現されたように、今後も選挙制度について必要な改善が図られていく可能性は十分にあります。その際、主体性を持って制度を設計、選択していくことができるように、本ワークでは選挙制度への理解を深めることに取り組んでいきます。

本ワークと選挙について

日本で採用されている選挙制度は1つだけではありません。衆議院と参議院の間でも異なる選挙制度を採用していますし、都道府県と市区町村の間でも違いが生じています。（例えば、都道府県議会議員の選挙は、かつての中選挙区制と近いものとなっていますし、市区町村議会議員の選挙は大選挙区制となっています）

制度が異なると、投票する側である私たち有権者も、投票される側である政治家や政党も、取るべき行動が変わってきます。本ワークで、制度に対する理解を深めることで、主体的な投票をするための基礎知識を獲得いていきましょう。

展開の仕方

○説明

説明例

「模擬選挙に先立って、選挙制度について、復習してみましょう。」

「国政選挙の仕組みを対象に当選者の選出方法についてまとめたワークシートを実施してみましょう。」

○活動

1. ワークシートの演習

説明例

「適宜、教科書などを参照しながら、ワークシートを解いてください。」

○まとめ・振り返り

▼レクチャー

- ワークシートの各設問に対する答えあわせを実施します。その際、模擬選挙で対象としている選挙の選挙制度についても確認するようにします。
- なお、説明にあたり、他国では日本と異なる選挙制度を採用していることなどを紹介することで、選挙制度に対する生徒の視野を広げることにもつながります。

▼リフレクション（問いかけ）

「全ての選挙区が小選挙区制／比例代表制になったら、結果がどのように変わりますか？例えば、ワークシート①において、選挙区を10個に分けて、それぞれから1名ずつ当選者を出すことにした場合（＝小選挙区制度）、各党の獲得議席数はいくつになるでしょうか」

CASE 【重視する政策分野】

授業で、選挙の仕組みを学んだ生徒達。日本国内だけでも、選挙は様々な方法で行われています。



この間の授業で習ったけど、衆議院と参議院で選挙の仕方が異なるんだね。

地方自治体の選挙も方法が違うみたい。なんで、そんなにいろいろな形があるのかしら。選挙の仕方が違うと、何かがかわってくるのかな



衆参両院の選挙でそれぞれ比例代表制が採用されています。しかしながら、選挙区や投票の仕方など、具体的な方法は異なっています。

このような、選挙制度の違いは、誰かに有利／不利になるといったことがあるのでしょうか。望ましい選挙のあり方を考えていくために、まずは現在の選挙制度について理解を深めていきましょう。

ワークシート

- ① 国政選挙における比例代表選挙では、ドント式によって議席が配分されます。ドント式は、各党の得票数を“1,2,3…”という自然数で順に割っていき、その商の大きい順に定数まで議席を与えていくというものです。今、定数を10名とした場合、以下の選挙結果だと各党の獲得議席数はいくつになりますか？

	A党	B党	C党	D党
得票数	1,200	800	600	400
÷ 1	()	()	()	()
÷ 2	()	()	()	()
÷ 3	()	()	()	()
÷ 4	()	()	()	()
÷ 5	()	()	()	()
獲得議席数				

※ 空欄には、割り算の結果及び () 内に計算結果全体における商の大きさ（大きいものから順位をつける）を記入する

ワークシート

- ② 衆議院選挙において、小選挙区選挙と比例代表選挙に重複して立候補した者は、比例代表の候補者名簿の順位を同一にすることができます。その場合には「惜敗率（％）」（小選挙区で候補者が獲得した票を、同一選挙区の当選者の得票で割った割合（％））が高かったものから定数まで当選していきます。（なお、小選挙区で当選した者は比例代表の名簿から除外される。）
- 以下のケースにおいて、当選するのはどの候補者ですか。該当する者について、「当選可否」の欄に○（丸印）をつけてください。

比例代表選挙での結果

- 比例代表選挙での獲得議席数 : 2
- 比例代表選挙への立候補者は、全員小選挙区との重複立候補者

候補者	自身の小選挙区での投票数	小選挙区で当選した者の得票数	惜敗率（％）	当選可否
A	800	1,000	％	
B	1,200	2,000	％	
C	900	1,200	％	

ワークシート

③ 衆議院議員選挙と参議院議員選挙における比例代表選挙の違いについて、空欄に当てはまるものを選択してください。

- 候補者が多数制（得票順に定数までの候補者に議席を与える制度。定数が1名の場合小選挙区制度となる）によって選ばれる選挙区と、比例代表制による選挙区の双方に立候補できる 1. _____ は、
2. _____ で認められており、3. _____ では認められていない。
- 選挙区について、5. _____ は全国を11に分けるブロック制を採用し、6. _____ は全国を1つの単位としている。
- 衆議院では 7. _____（政党が当選の順位を付けた候補者名簿を提出し、その順位に従って当選者を確定していく制度。有権者は投票用紙に政党名を書いて投票する。）が採用されており、参議院では（政党は候補者名簿に順位をつけず、有権者が候補者名を書いて投票した得票の順に当選が決まる。有権者は候補者名または政党名を書いて投票する。）が採用されている。

重複立候補 / 衆議院 / 参議院 /
拘束名簿式 / 非拘束名簿式

ワークシート

- ① 国政選挙における比例代表選挙では、ドント式によって議席が配分されます。ドント式は、各党の得票数を“1,2,3…”という自然数で順に割っていき、その商の大きい順に定数まで議席を与えていくというものです。今、定数を10名とした場合、以下の選挙結果だと各党の獲得議席数はいくつになりますか？

	A党	B党	C党	D党
得票数	1,200	800	600	400
÷ 1	1,200 (①)	800 (②)	600 (③)	400 (⑤)
÷ 2	600 (③)	400 (⑤)	300 (⑧)	200 (⑫)
÷ 3	400 (⑤)	266.7 (⑩)	200 (⑫)	133.3 (⑰)
÷ 4	300 (⑧)	200 (⑫)	150 (⑰)	100 (⑲)
÷ 5	240 (⑪)	160 (⑮)	120 (⑱)	80 (⑳)
獲得議席数	4	3	2	1

※ 空欄には、割り算の結果及び () 内に計算結果全体における省の大きさ（大きいものから順位をつける）を記入する

ワークシート

- ② 衆議院選挙において、小選挙区選挙と比例代表選挙に重複して立候補した者は、比例代表の候補者名簿の順位を同一にすることができます。その場合には「惜敗率（％）」（小選挙区で候補者が獲得した票を、同一選挙区の当選者の得票で割った割合（％））が高かったものから定数まで当選していきます。（なお、小選挙区で当選した者は比例代表の名簿から除外される。）
- 以下のケースにおいて、当選するのはどの候補者ですか。該当する者について、「当選可否」の欄に○（丸印）をつけてください。

比例代表選挙での結果

- 比例代表選挙での獲得議席数 : 2
- 比例代表選挙への立候補者は、全員小選挙区との重複立候補者

候補者	自身の小選挙区での投票数	小選挙区で当選した者の得票数	惜敗率（％）	当選可否
A	800	1,000	80%	○
B	1,200	2,000	60%	×
C	900	1,200	75%	○

- ③ 衆議院議員選挙と参議院議員選挙における比例代表選挙の違いについて、空欄に当てはまるものを選択してください。

解答

1. 重複立候補 2. 衆議院 3. 参議院
 4. 衆議院 5. 参議院 6. 拘束名簿式
 7. 非拘束名簿式

指導のポイント

ここしばらくの衆議院議員選挙では、小選挙区全体で集計した政党の得票率と実際に政党が獲得した議席の間の乖離を踏まえて、過大（過小）代表の状況が指摘されることがしばしばあります。しかし、これは多数代表制（小選挙区制）のもつ制度的な特徴の1つでもあります。

一方で、比例代表制は小選挙区制に比べ、少ない票数で当選者を出することができるため、少数政党でも議席を確保し、議会に代表者を送り出すことができます。しかし、その分、議会における意見の集約には時間を要することが想定されます。また、選挙区が広くなり、候補者が多くなることで、多数代表制に比べて、有権者が投票にあたって集め、分析をする情報の量が増えていくといった投票のための情報コストが高くなっていきます。

民主主義社会において、選挙は民意を集約するための重要な制度であり、時として改良が加えられていくものでもあります。様々な主体の長きにわたる取り組みの結果、18歳選挙権が実現されたように、今後も選挙制度について必要な改善が図られていく可能性は十分にあります。その際、主体性を持って制度を設計、選択していくことができるように、選挙制度の仕組みや特徴に対する理解を得ておくことが望まれます。

Column 「様々な選挙制度」

一票の格差の是正をめぐり、新たな区割り制度の計算方式に注目が集まりましたが、選挙制度には様々なものがあります。例えば、本ワークで取り上げている比例代表選挙だけでも、実に300以上の計算方法があるとされています。

ドント式では、得票数を1,2,3,...と自然数で割った結果を基に順位をつけ、当選者を決めていきますが、修正サント・ラーゲ式では、得票数を最初は1.4で割り、その後は3,5,7,...と奇数で割っていきます。この修正サント・ラーゲ式は、ドント式よりも少数政党に優しいと言われており、日本では1994年の選挙制度改革において、自民党以外の野党が支持していたと言われてしています。

他にも、死票を減らすといった観点で、移譲式の制度をとっているアイルランドのような国もありますし、日本でも用いられている名簿式についても、様々な方法があります。

比例代表制度の比例の程度は、議席を換算する方式のみによって決まるのではなく、選挙区の規模によっても規定されており、むしろ選挙区の規模の方が強力である、と言われています。しかし、選挙区の規模を大きくすると有権者には判断のための情報コストが高まるといったジレンマがあります。

このように、様々な観点がある中で、歴史的な背景も踏まえて各国がそれぞれの選挙制度を備えています。あらためて、それぞれ国の選挙制度を学んでみることは、新しい気づきがあるかもしれません。

主要参考文献

加藤秀治郎『日本の選挙』中公新書、2003年

川人貞史・吉野孝・平野弘・加藤順子『現代の政党と選挙〔新版〕』有斐閣アルマ、2011年

久米郁男、川出良枝、古城佳子、田中愛治、真淵勝『政治学〔補訂版〕』有斐閣、2011年